

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年11月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	安芸太田町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.akiota.jp/soumu/page_000564.html

執行機関名 安芸太田町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	安芸太田町乳幼児医療費支給条例(平成16年条例第104号)による乳幼児医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	56	
番号法別表第2の項	74	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		安芸太田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第1の項 安芸太田町乳幼児医療費支給条例(平成16年条例第104号)による乳幼児の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法第1条	安芸太田町乳幼児医療費支給条例(平成16年条例第104号)第1条
事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 町は、乳幼児の疾病の早期発見と治療とを促進し、もって乳幼児の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、乳幼児の医療に要する費用の一部を乳幼児を養育している者に支給する。
独自利用事務の関連規範		安芸太田町乳幼児医療費支給条例・施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	安芸太田町乳幼児医療費支給条例施行規則第3条
事務の内容	児童手当法第二十六条(同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児の保護者に対する医療費の一部支給に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 イ	安芸太田町乳幼児医療費支給条例施行規則第3条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報	当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報
備考		